

令和 8 年度版

ごみ減量・リサイクル活動の手引き

岡崎市

環境部ごみ対策課

目 次

- 1 はじめに
- 2 ごみ減量・リサイクル活動
 - (1) 事務の大まかな流れ
 - (2) ごみ減量推進員の主な活動
- 3 ごみステーション管理
 - (1) ごみステーションの新設・移設・廃止
 - (2) コンテナの準備
 - (3) 分別区分ごとの適正な排出
 - (4) 活動資材の支給
- 4 アパート・マンションのごみステーションについて
- 5 ごみ減量・リサイクル活動に関するQ & A

1 はじめに

本市では、平成7年10月から空き缶、空きびんの分別収集、平成14年1月には容器包装リサイクル法に対応するため、3分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集を開始しました。そして、令和6年1月からはプラスチック資源循環促進法に対応し、更なる資源物の回収とごみの減量を目指すため、プラスチック製容器包装をプラスチック類、紙製容器包装を紙類へ分別区分を変更しました。

現在、市内には可燃ごみステーションが約6,000か所、不燃ごみステーションが約4,000か所、リサイクルステーションが約1,300か所あります。町内会の皆様にはごみステーションを管理していただくことを始め、ごみの分別、リサイクルを啓発していただくなど、分別収集を開始した当初から「ごみ減量・リサイクル活動」にご協力いただいています。

各町総代、ごみ減量推進員各位を中心とした町内会の活動とともに、ますますのごみ減量・リサイクル活動を推進してまいりたいと考えていますので、本市の環境行政に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

2 ごみ減量・リサイクル活動

ごみ減量・リサイクル活動を円滑に行うため、町内会から「ごみ減量推進員」を推薦していただいています。

(1) 事務の大まかな流れ

4月

～

5月

「ごみ減量推進員推薦届」の提出

前年度2月下旬～3月上旬に

「ごみ減量推進員推薦届」を **総代宛て** に郵送します。

ごみ減量推進員の選出後、ご提出ください。(提出期限:5月末)

12月

～

1月

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」の提出

12月中旬～下旬に

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」を **総代宛て** に郵送します。

必要事項をご記入の上、ご提出ください。(提出期限:1月末頃)

※ 活動報告書の提出にあわせて、

3月に交付する報償金の振込口座をご確認いただきます。

ごみ減量・リサイクル活動報償金の交付

提出された「ごみ減量・リサイクル活動報告書」に基づき、

ごみ減量・リサイクル活動報償金を **町内会の口座** へ振り込みます。

※ 市では報償金の使途は定めていません。

3月

次年度「ごみ収集カレンダー」の町内各世帯への配布

市政だより3月1日号にあわせて、**総代宛て** に配送します。

重要なお知らせですので、町内会に入っていない世帯に対しても

配布いただきますよう、ご協力をお願いします。

活動資材(指定ごみ袋)の配送

ごみ減量・リサイクル活動用の資材として、指定ごみ袋を **総代宛て** に

配送します。ごみステーションの管理にご活用ください。

(2) ごみ減量推進員の主な活動

ごみ減量推進員の主な活動は次のとおりです。

- ・ ごみステーションの適正な維持管理、運営
- ・ ごみと資源物の正しい分別方法の周知
- ・ ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種啓発
- ・ 資源回収事業の推進

※ すべての活動を必ず実施していただく必要はありません。

各町内会の状況に応じて、必要と考えられる活動を実施いただきますようお願いします。

ごみ減量・リサイクル活動の事例 ①

～収集日にごみステーションでの立ち番～

立ち番は効果的な活動の1つではありますが、必ず実施いただく必要はありません。

実施の有無や実施回数は、各町内会の状況に応じてご判断ください。また、ごみステーション管理・運営方法のポイントをまとめましたので、立ち番をする際の参考にしてください。

空き缶は
アルミ・スチールで
コンテナを分ける？

アルミとスチールでのコンテナ分けは不要です。
収集した空き缶は、機械でアルミとスチールに選別されます。

空きびんは
コンテナにどのように
入れる？

コンテナ上部からはみ出さないようにしてください。
コンテナ上部から空きびんがはみ出ていると、回収の際にコンテナを積み上げられなくなることがあります。

ごみ減量・リサイクル活動の事例 ②

～町内会行事等での正しい分別方法の周知～

ごみ出しについてよくある質問をまとめましたので、住民の方に周知する際の参考にしてください。

不適正に出されたごみを、ごみ減量推進員や立ち番の方で出し直していただく必要はございません。

ふたやラベル
取る？ 取らない？

手で簡単に取れるものは取ってください。

例) ペットボトル : ラベル、ふたは取る。

リングはそのまま構いません。

ポン酢のびん: ペンチなどを使わないと取れない
ようなら、そのまま構いません。

空き缶はつぶす？

空き缶はつぶさないでください。

収集した空き缶は機械でアルミとスチールに選別後、ブロック状に圧縮します。つぶれた状態だと缶と缶が上手くかみ合わず、ブロックがくずれてしまいます。

ペットボトルはつぶす？

ペットボトルはつぶしてください。

袋にたくさん入るようつぶしてください。

汚れたもの
洗う？ 洗わない？

水でサッと洗ってください。

立ち番の方で洗い直していただく必要はありません。

スプレー缶
穴開け必要？

けがの危険があるので、穴開けは行わないでください。

残りがある場合は、「残りあり」とわかるよう
貼り紙などで表示してください。

ごみ減量・リサイクル活動の事例 ③

～「ごみ出しガイドブック」や外国人向け資料の配布～

「ごみ出しガイドブック」はごみ対策課(市役所福祉会館5階、リサイクルプラザ3階)、各支所でお渡しいたします。

外国語版「資源とごみの出し方」がご必要の場合は、事前に必要部数をごみ対策課(0564-23-6530)までご連絡ください。

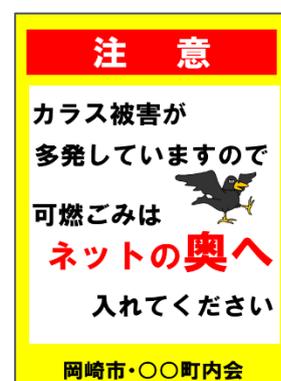
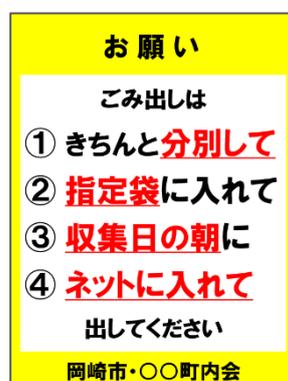


ごみ減量・リサイクル活動の事例 ④

～「ごみステーション看板」や「ラミネート看板」の掲示～

ごみを出す場所、出す曜日を周知するためのごみステーション看板は、随時お渡しいたします。(詳しくは p.7 「(4) 活動資材の支給」)

ごみ対策課では啓発チラシやラミネート看板の作成を承っています。町内会のお困りごとに応じて作成しますので、個別にご相談ください。



3 ごみステーション管理

ごみステーションには、「可燃ごみステーション」「不燃ごみステーション」「リサイクルステーション」の3種類があります。

不法投棄、悪臭防止などの対策のため、ごみステーションを清潔に保っていただくようお願いします。

(1) ごみステーションの新設・移設・廃止

ごみステーションの新設・移設・廃止を希望される場合は、町内会で協議した上で **総代から** ごみ対策課収集係(0564-23-6725)までお申し出ください。

新設・移設の場合は、必要に応じて市職員が現地確認を行った上で、新設・移設の可否を判断いたします。

(2) コンテナの準備(空き缶・空きびん等)

空き缶・空きびん、発火性危険ごみ及び有害ごみは、隔週1回、リサイクルステーションでコンテナ収集しています。

収集日前日(月曜日収集地区では金曜日)にコンテナを配布しますが、前日の不適正排出防止のため、コンテナは裏返して配布しますので、収集日当日、住民の方が排出できるようコンテナをご準備ください。

※ 設置時間、手法などは各町内会の状況に応じてご判断ください。

(3) 分別区分ごとの適正な排出

複数種類のごみと資源物を排出できるごみステーションにおいて、分別区分ごとの区分けがされておらず、ごみと資源物が混在している状況があります。

収集漏れや収集遅延に繋がりますので、分別区分ごとに排出場所を明確に区分けいただくようお願いいたします。



(4) 活動資材の支給

ごみステーションの維持管理や町内清掃で使用する指定ごみ袋を毎年度3月に **総代宅へ** 配送します。

ごみステーションを維持管理するために必要なその他の物品は、総代又はごみ減量推進員からの申請によって支給しています。

申請により支給する物品一覧		
種類	内容	
看板(6種類)	可燃ごみ	不燃ごみ
	紙類	ペットボトル
	プラスチック類	空き缶・空きびん 発火性危険ごみ・有害ごみ
看板用支柱	長さ 150cm (2cm角)	
飛散防止用ネット	サイズ 2m×5m (黄色)	
指定ごみ袋 (大サイズ・5種類)	1冊10枚入り (可燃ごみ・不燃ごみ・紙類・ペットボトル・プラスチック類)	
その他	軍手、ポケットレインコート、腕章 (各町内会のごみ減量推進員の人数が支給数の上限)	

※ ごみ対策課(市役所福祉会館5階、リサイクルプラザ3階)、各支所でお渡しいたします。(各窓口の問合せ先は裏表紙をご参照ください。)

※ 支所での受け取りを希望される場合は、事前に支所へお電話いただき、在庫状況をご確認ください。

※ ごみステーションに設置された看板が強風によって倒れ、住民の方に接触する事案が発生しています。

看板を設置する際は、ひもで縛る、杭を打つなど強風等で倒れないよう固定するほか、経年劣化状況を随時ご確認いただき、住民の安全対策にご配慮をお願いします。

4 アパート・マンションのごみステーションについて

<設置要件について>

アパート・マンションのごみステーションの設置に関して、入居戸数による設置要件を以下のとおり設けています。

下記の要件を満たす場合、事業者にて建設するアパート・マンションの敷地内にごみステーションを設置することとしています。

また、同要件を満たさない場合は、町内会が管理するごみステーションを利用させていただく協議を総代と行うよう、事業者へ指導しています。

<アパート・マンションにおけるごみステーション設置要件>

- ・ 可燃ごみステーション 20戸建以上
- ・ 不燃ごみステーション 20戸建以上
- ・ リサイクルステーション 100戸建以上

<管理会社等への指導について>

入居者へのごみ出しルールの周知や、アパート・マンションの敷地内に設置されたごみステーションの維持管理については、当該物件の管理会社等が行うよう指導しています。

町内会のごみステーションを使用する入居者のごみ出しルールの不徹底、ごみステーションの維持管理が行き届いていないなど、地域の清潔保持に支障をきたしている等のお困りごとがあれば、市から管理会社等へ指導いたしますので、ごみ対策課収集係(0564-23-6725)までご相談ください。

5 ごみ減量・リサイクル活動に関するQ & A

Q.警告シールが貼られたごみが残されています。いつ回収されますか？
A.警告シールが貼られたごみのうち、可燃ごみは次回収集日までに、不燃ごみ・3分別(紙類・ペットボトル・プラスチック類)は次回収集日以後に回収します。(概ね8日間以後)
Q.分別が徹底されていないごみや、警告シールが貼られて残されたごみがあります。適正な出し方を指導するために、内容物を調べてもいいですか？
A.各世帯のプライバシーを侵害する恐れがありますので、ごみステーションに出されたごみについて、調査(排出者の特定)、指導等を目的として、ごみ袋を開ける行為は控えていただきますようお願いします。 なお、継続的に不適正な排出がある場合は、市で調査及び指導いたしますので、ごみ対策課収集係(0564-23-6725)までご連絡ください。
Q.可燃ごみは何時に収集されますか？ 収集時間は変更(早く・遅く)できますか？
A.可燃ごみの収集は、午前8時30分から開始し、午後2時までに終わられるよう手配しております。 収集時間の変更については、各曜日とも効率的な収集を目指してルートを組み立てる都合上、申し訳ありませんが承ることができません。また、交通の状況、工事等によるルートの変更によっても収集時間が変動する場合があります。
Q.ごみ収集カレンダーは町内会にいつ頃配布されますか？
A.毎年度、市政だより3月1日号とあわせて配送しています。 町内会未加入世帯に対しても配布いただきますよう、ご協力をお願いします。
Q.不燃ごみを持ち去るトラックを見かけた場合はどうすればいいですか？
A.違法業者の可能性が高く、大変危険なので声掛けせず、行為者やトラックの特徴をごみ対策課収集係(0564-23-6725)に通報してください。 いただいた情報を基に、パトロールなどの対策を実施します。
Q.町内会未加入者は、町内会が管理するごみステーションへごみ出しできますか？
A.町内会の加入・未加入に関わらず、町内会が管理するごみステーションへのごみ出しは可能です。 トラブルを未然に防止するためにも、ごみステーションの位置、町内会における管理方法などを事前にお伝えいただくなどのご協力をお願いします。

< 問 合 せ 先 >

・ごみ対策課 資源循環促進係 (市役所福社会館5階)	(0564-23-6530)
・ごみ対策課 収集係 (リサイクルプラザ管理棟3階)	(0564-23-6725)
・岡崎支所(シビックセンター2階)	(0564-51-1578)
・太平支所	(0564-22-0174)
・東部支所	(0564-48-2921)
・岩津支所	(0564-45-2511)
・矢作支所	(0564-31-3201)
・六ツ美支所	(0564-43-2500)
・額田支所	(0564-82-3100)